

『2015年版 司法試験 完全整理択一六法 刑法』  
お詫びと訂正

以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2014年10月20日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
480	下から3行目 ～最終行	村長が業務上保管している公金を、同村の計算において、親交のある第三者に貸与し、村に財産上の損害を加えた場合には、業務上横領罪（253）ではなく、背任罪が成立する。	経営ひっ迫の中で、それぞれ別会社の会社経営者甲、乙は、甲に取引上の便宜を図ることが乙自らの利益にもつながるという関係にあった。甲は乙に対して、甲の会社から絵画等を著しく不当な高額で購入させるように依頼し、応じた乙が同絵画等を自己が支配する丙社に購入させて、丙社に損害を生じさせたときは、甲には、乙とともに特別背任罪の共同正犯（60、会 960 I）が成立する。	2014. 09. 27